

石川県経営持続月次支援金説明会

石川県における5月、6月のまん延防止等重点措置の影響により売り上げ減少した事業者の皆さまへ県が上乗せし支援を行います。

✓県支援金は、
5月と6月の国の月次支援金に上乗せ

✓県支援金の申請には、
国の月次支援金の受給が必要

石川県経営持続月次支援金説明会

✓ 石川県支援金は、5月と6月の国の月次支援金に上乗せします。

＜最大2ヵ月分を上乗せ＞

例：中小企業

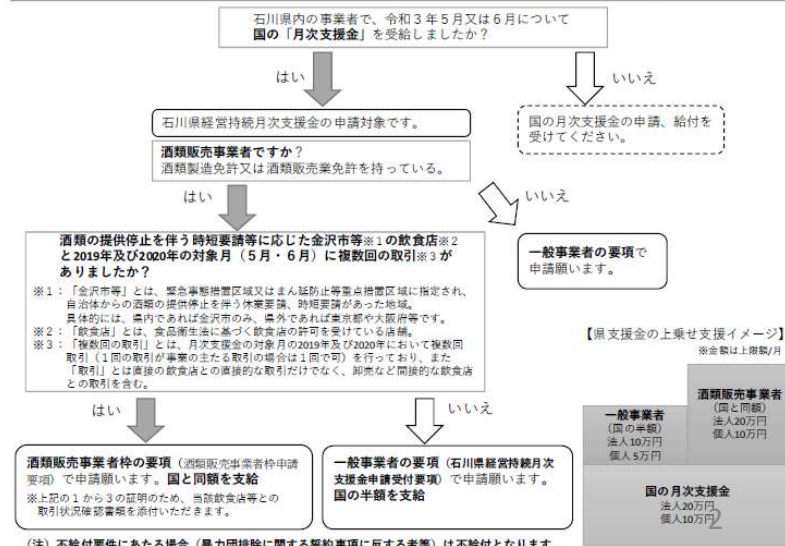
国より	40万	(5月分(20万)、6月分(20万))
+ 県より	20万	(5月分(10万)、6月分(10万))
合計(国+県)	60万	

＜対象者のイメージ＞

5月、6月における石川県の国の月次支援金の給付対象となり得る事業者の具体例



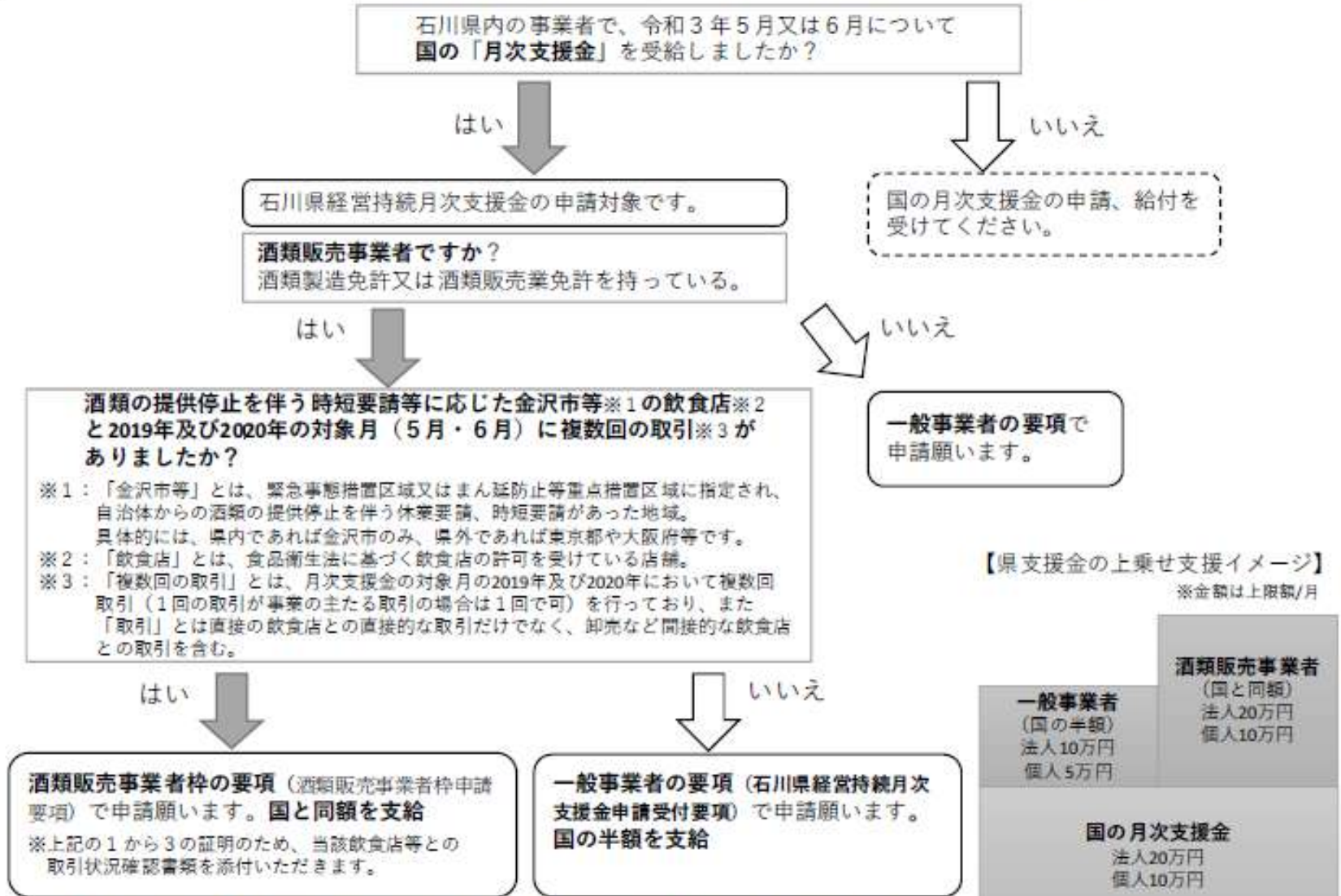
「石川県経営持続月次支援金」酒類販売事業者と一般事業者の申請フローチャート



(注) 上記は、国の「月次支援金の詳細資料」をベースに加筆したものです。

石川県経営持続月次支援金説明会

「石川県経営持続月次支援金」酒類販売事業者と一般事業者の申請フローチャート



(注) 不給付要件にあたる場合（暴力団排除に関する誓約事項に反する者等）は不給付となります。

石川県経営持続月次支援金説明会

5月、6月における石川県の国の月次支援金の給付対象となり得る事業者の具体例

飲食店 時短要請の対象となった飲食店（石川県内全域において時短営業の要請により協力金の支給対象）は対象外
 ※時短要請の対象でない飲食店（昼営業等）は対象となります。

食品加工・製造事業者

惣菜製造業者、食肉処理・製造業者、水産加工業者、飲料加工事業者、酒造業者 等

器具・備品事業者

食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販売する事業者 等

サービス事業者

接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処理業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、設備工事業者 等

流通関連業者

業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協、貨物運送業者 等

飲食品・器具・備品等の生産者

農業者、漁業者、器具・備品製造事業者 等

★ 本事業者に該当しても、石川県の時短営業の要請に伴う協力金の支給対象事業者は対象外

主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行うB to C事業者★

旅行関連事業者

飲食事業者（飲食店、喫茶店等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、旅客運送事業者（タクシー、バス等）、自動車賃貸業、旅行代理店事業者、文化・娯楽サービス事業者（博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、公園、遊園地、公衆浴場、興行場、興行団等）、小売事業者（土産物店等）等

その他事業者

文化・娯楽サービス事業者（映画館・カラオケ等）、小売事業者（雑貨店、アパレルショップ等）、対人サービス事業者（理容店、美容室、クリーニング店、マッサージ店、整骨院、整体院、エステティックサロン、結婚式場、運転代行業等） 等

上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者

食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者 等

- ✓ 対象となり得る事業者に該当しても、対象措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、売上が50%以上減少していなければ給付対象外です。例えば、単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は対象外です。
- ✓ また、以下に該当する場合も給付対象外です。
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
 - ・国、法人税法別表第1に規定する公共法人・政治団体・宗教上の組織又は団体・石川県の時短要請に伴い協力金の支給対象となっている事業者（飲食店、金沢市内の大規模施設）

（注）上記は、国の「月次支援金の詳細資料」をベースに加筆したもの

石川県経営持続月次支援金説明会

✓ 石川県支援金の申請には、国の月次支援金の受給が必要です。

県の申請期間 7/5～10/31

※ 申請には、国の5月、6月の月次支援金の給付決定通知書が必要（注）です。また、国に申請した際に提出している資料（売上台帳等、確定申告等）より転記いただく場合がありますので国に申請した際の資料をしっかりと保存しておいてください。

（注）紛失した場合には、国の申請ID等を県事務局へお知らせいただきます。（必要な書類はパンフレットのフローチャート、要項を参照ください。）

< 国の月次支援金の申請に必要な事項 >

1 国の月次支援金事務局へアカウントの申請

申請IDの発行を受ける必要があります。

2 登録確認機関で事前確認を受ける

<確認内容> A.事業を実施しているか。 B.給付対象等を正しく理解しているか等

3 2の確認後、国の事務局へ申請

国の申請期間

5月分：6/16～8/15

6月分：7/1～8/31

※国の申請は各月ごとに申請が必要

石川県経営持続月次支援金説明会

石川県における5月、6月のまん延防止等重点措置の影響により売り上げ減少した事業者の皆さまへ県が上乗せし支援を行います。

✓ 石川県支援金は、5月と6月の国の月次支援金に上乗せします。

＜最大2ヵ月分を上乗せ＞

例：中小企業	国より	40万（5月分（20万）、6月分（20万））
	+ 県より	20万（5月分（10万）、6月分（10万））
	合計（国+県）	60万

✓ 石川県支援金の申請には、国の月次支援金の受給が必要です。

※ 県の申請は各月、一括いずれも可能です。

（国の申請には各月ごとに申請が必要です。）

県の申請期間 7/5～10/31

＜国の月次支援金の申請に必要な事項＞

1 国の月次支援金事務局へアカウントの申請

申請IDの発行を受ける必要があります。

2 登録確認機関で事前確認を受ける

＜確認内容＞ A.事業を実施しているか。 B.給付対象等を正しく理解しているか等

3 2の確認後、国の事務局へ申請